

令和4年度（2022年度）第1回吹田市景観まちづくり審議会会議録

開催日	令和4年（2022年）7月15日（金曜日）				
開催時間	（開会） 14時00分		（閉会） 16時00分		
場 所	メイシアター3階 第一会議室				
案 件	(1) 景観デザインマニュアルの改定について（報告） (2) 重点地区指定後のまちなみの現状について（報告） 以降非公開 (3) 市内の開発の動向について（報告）				
公開・非公開の別	案件(1)(2)：公開 ・ 案件(3)：非公開		傍聴人	1名	
出席者					
委 員	会長 久 隆浩		副会長 上甫木 昭春		秋月 有紀
	岡 絵理子	高原 浩之	長町 志穂	阿部 泰浩	阿部 浩之
	松田 政幸	島本 恵司	中村 孝之		
市 職 員	都市計画部次長 武田 泰明				
	都市計画室室長 大椋 啓之				
	都市計画室参事 渡辺 玲子				
	都市計画室主幹 玉木 亮介				
	都市計画室主査 酒井 崇				
	都市計画室主査 徳永 賢児				
	都市計画室主任 郷原 麻矢子				
	都市計画室主任 金子 桃子				
都市計画室係員 大西 佑果					
欠 席 者					
委 員	若本 和仁	加藤 幸男			

令和4年度第1回

(2022年度)

吹 田 市 景 観 ま ち づ く り 審 議 会

日 時 令 和 4 年 7 月 1 5 日 (金) 午 後 2 時 0 0 分

場 所 吹 田 市 文 化 会 館 (メ イ シ ア タ ー) 第 一 会 議 室

令和４年度第１回吹田市景観まちづくり審議会会議録
(要点筆記)

1.開 会

○渡辺都市計画室参事

2.挨 拶

○武田都市計画部次長

3.新任委員挨拶

○独立行政法人都市再生機構西日本支社 技術監理部 設計課 課長 阿部泰浩委員

○大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 課長補佐 阿部浩之委員

4.案件説明

○久会長

それでは、報告案件の景観デザインマニュアルについて説明をお願いします。

景観デザインマニュアルの改定について

○郷原都市計画室主任

都市計画室の郷原です。景観デザインマニュアルの改定について説明いたします。

本日説明いたします内容は、まず、景観デザインマニュアルの位置づけを説明したのち、景観デザインマニュアルの改定のポイントや素案の内容について説明し、最後に今後のスケジュールについて説明いたします。

はじめに景観デザインマニュアルの位置づけについてです。こちらのスライドは景観デザインマニュアルの位置づけを図で示したものになります。

景観デザインマニュアルは景観まちづくり計画で示した、本市がめざす景観の将来像の実現に向けて、具体的な手法などを示すためのツールの一つであり、景観まちづくりの目標や方針を踏まえ、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」に定める事項について、地域の景観特性を尊重したデザインに取り組む方法を、わかりやすく解説したものになります。

現行の景観デザインマニュアルは平成１９年策定の景観まちづくり計画に示された考え方や方向性に向けて、具体的な方法や手立てなどを解説するものとして、平成２２年３月に作成されたものです。

景観まちづくり計画の改定に伴い、現行の景観デザインマニュアルの内容を見直し、これから本市において事業を行う事業者、設計者の方々に参考にしてもらうべく、改定の作業をすすめているところです。

また「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」は計画で定めた将来像の実現に向けて、規制・誘導を行うためのものであり、良好な景観の形成に関する行為の制限などを定めたものです。吹田市では景観法第8条第1項に規定する景観計画であると位置づけており、以後、「景観形成基準」として説明させていただきます。

この「景観形成基準」の内容について説明いたします。「景観形成基準」のローマ数字1-1をお開きください。ページ左上に別表1 景観誘導基準とあります、こちらが建築物等の良好な景観の形成に向けた行為の制限（基準）になります。1.共通事項、2 建築物のうち住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域、3 工作物、4 開発行為、5 屋外広告物と、項目ごとに配慮すべき事項が定められています。別表2、色彩の景観誘導基準では、建築物の外壁などの色彩について、基準を設けておりまして、こちらは市全域共通の基準となっております。

また、本市では吹田市景観まちづくり条例において、一定規模以上のマンションの新築や、外壁の塗り替え、擁壁などの工作物の新設、開発行為などについて、事前協議を求めている、周辺の景観への影響が大きい規模の建築物などはアドバイザー会議を活用しながら、事業者や設計者と年間約250件程度、協議を行っております。

事前協議には、一般的な建築図面の他、景観誘導基準のうち配慮した事項を示すチェックシートの添付を求めている、市の担当者は、図面とそのチェックシートの内容を合わせて確認し、助言や指導を行っています。

チェックシートにつきましては、「景観形成基準」の別表1、景観誘導基準の内容で構成されており、1枚目の1.共通事項のチェックシートでは、景観まちづくり計画で定めた45の景域のうち、当該地がどこにあてはまるのか、またその45のそれぞれの景域に定めた景域別景観まちづくり方針を確認した上で、中央の欄に事業計画の方針や、景観に配慮した事項を設計者に記述していただく様式となっております。

景観は、その計画地のあらゆる条件のもと、その場所にあった良好な景観の形成方法があり、景観誘導基準の行為の制限の内容に、具体的な数値基準は、色彩基準以外設けられておりません。景観の特性上、曖昧な表現となっているものが多く、景観デザインマニュアルではそういった表現の部分について補足できるように、具体的な手法や、手立てなどを示し、設計のヒントとなるようなちょっとした工夫などを紹介していきたいと考えております。

つづいて改定のポイントを説明いたします。今回の景観デザインマニュアルの改定ポイントは3つです。一つ目は、景観誘導基準の内容を解説、市内を中心とした良い事例写真を掲載し、良いイメージ・手法を伝えます。現行の景観デザインマニュアルにおいても、写真を多く使用し、具体的な手法などを示していますが、約10年の年数が経ち、市内には参考になる良い事例が増えてきました。それら市内を中心とした良い事例の写真を掲載し、イメージの共有を図りたいと考えています。二つ目は、色彩について、より細やかに解説し、住居系・商業系・工業系用途地域に分けて、まちなみに馴染みやすい色を紹介します。今回の改定では色彩についての基本的な考え方や検討プロセスなどについて細かく解説した上で、

色彩誘導基準の範囲内で設定した「まちなみに馴染みやすい色彩」を紹介し、良好な景観形成の推進を図っていきたいと考えています。三つ目は、アドバイザー会議において専門家の意見として出る内容を掲載し、協議等に活用できる冊子をめざします。景観アドバイザー会議でよく協議事項にあがる内容を掲載することで、アドバイザー会議や窓口で設計者と協議を行う際に効果的に使用できるような冊子をめざしたいと考えています。

次に、景観デザインマニュアル（素案）の内容について説明いたします。本景観デザインマニュアル（素案）は、はじめに・第1章・第2章・第3章の4つの章で構成されております。

次に2頁になります。「はじめに」ではデザインマニュアルの目的と位置づけについて示しております。「景観形成基準」の景観誘導基準、色彩の景観誘導基準と対応するものであることを示しています。

4頁、5頁「第1章 景観まちづくりのすすめ方」の章になります。ここでは景観まちづくり計画に沿った、景観まちづくりの進め方を3つのステップで解説しています。

ステップ1では本市の将来像、基本目標、基本方針を確認した上で、当該事業地の景域を確認します。ステップ2では、周辺の景観の特徴を実際に現地に行くなどして確認します。計画地において、公共空間との関係や、計画地の特性を把握し、計画地が周辺からどう見えるのか、近景、中景、遠景などの説明を加え、シークエンス景観についても触れております。また周辺の景観資源はどんなものがあるのか、など、特徴を把握する内容を示しております。最後のステップ3では景観形成基準を確認するとしており、本デザインマニュアルの第2章で景観誘導基準について、第3章で色彩について、内容を確認します。この3つのステップは、景観まちづくり計画に記載している「景観まちづくりを進める手順」と対応するものとなっており、計画の改定に伴い、見直しをした部分になります。

7頁からは「第2章 景観誘導基準と手法」です。この章で景観誘導基準の内容について、具体的な手法や良い事例を紹介します。1頁めくっていただきまして、8頁、こちらでは各頁の見方を解説しております。9頁からは具体的な配慮事項の例をイラストや写真で紹介しており、建築物については、住居系、商業系、工業系用途地域において基準がわかれておりますので、「住」「商」「工」のアイコンを使い、確認できるようにしています。

11頁には、「場所ごとのポイント」や「アイストップでの計画」などの色付きの背景で囲っている部分は、景観誘導基準の内容以外のことでも、良好な景観を形成するうえで大切にしたいポイントなどを、各項目に関連するページに配置し、紹介をしています。

続いて24頁をご覧ください。今回の景観まちづくり計画の改定では、夜間の景観への配慮について、推進方策の一つとしています、それに伴い、景観形成基準やチェックシートの内容も改定しており、本デザインマニュアルにおいても、まちなみに応じた色温度となるよう事例写真を掲載し、内容を充実させました。色温度や配置、配光について、樹木や鉛直面へのライトアップなどについて、24頁から27頁に記載しております。

37頁からは、工作物について記載しております。擁壁や、サインポール、鉄塔や貯蔵施

設などの種類別で示しております。

40 頁からは開発行為について記載しております。

43 頁からは屋外広告物について記載しています。屋外広告物については、屋外広告物ガイドラインを策定しましたので細かい内容についてはガイドラインへ誘導するような内容となっていますが、建築物の計画段階から屋外広告物を含めたデザインを考え、建築物の外観全体がまとまりのある景観となるよう、考え方を示しております。

49 頁からは「第3章色彩について」です。この章は「景観形成基準」の別表2「色彩の景観誘導基準」について解説する章になります。色彩を選定する際にまちなみに応じた色を選んでいただくよう、まちなみの「色づかい」について解説しています。50 頁には、吹田市の特徴に触れ、各用途地域で見られる色彩について記載しています。51 頁には、色の三属性やマンセル値などの基本的事項を、次の52 頁には本市の建築物の外壁にかかる色彩の基準や、用途地域ごとのアクセントカラーの基準について示しています。53 頁から56 頁は「景観色彩デザインの基本的な考え方」として、色彩を選定する際の基本的な考え方を記載しています。建築物は、まちなみの中でも大きな面積を占めるものであり、長期的に不動のものであることから、過剰に存在を誇示せず、まちなみに調和する色彩デザインを検討する必要があります。色相や色調を周辺の建築物と合わせることで、調和が図られることや、背景に緑がある場合は、その緑が映えるよう高明度高彩度の色彩を避けるなどの配慮事項を示すなどし、マンションのバルコニーの隔て板や、軒裏など、外壁面以外の色彩などについても、気を付けてほしいポイントや、色彩に関する景観アドバイザーでよく出る助言を掲載しております。続いて57 頁をお開きください。「色彩検討のプロセス」として、建築物等の外壁色を検討する際には、地域の魅力を高めるため、周囲の現状や新しい色彩が及ぼす影響を考慮するなど、慎重なプロセスで取り組む必要があることを記載し、プロセスの例を示しております。また、プロセスの最後には、施工後の美観が保たれるよう、維持管理についても努めるよう示しています。

58 頁からは、住居系、商業系、工業系用途地域における色彩についてです。現状のまちなみの様子を写真で紹介し、どのような色彩が吹田市のまちなみを形成しているのか、カラーパレットを用い示しており、次のページにはカラーチャートを使って、本市の色彩基準の範囲を赤の枠線で示しました。先ほどご説明したように、本市の色彩基準は、市全域共通の基準となっていることから、59、61、63 頁の赤の枠線は同じ範囲を示しています。

今回の改定のポイントの一つとして用途地域ごとに、まちなみに馴染みやすい色を紹介したいと考えており、市全域共通の色彩基準の中でも、用途地域ごとに馴染みやすい色彩というものを例えば、このように青い枠線などで範囲を囲む、馴染みやすい色彩の代表例を示すなどしていきたいと考えています。この「まちなみに馴染みやすい色彩」を紹介する目的としては、現状、色彩の基準は市全域、共通の基準であり、色相別に、明度、彩度を規定する基準となっていることから、すべての色相を採用することが可能です。そのため、周辺への配慮がなされない場合、基準内の色彩であっても、まちなみから突出した色彩デザインと

なる可能性があります。そこで、これまでの本市の景観の取組により着実に良好な景観が形成されてきた現状のまちなみの様子と、過去直近の届出のあった物件で、実際に多く使用されている色彩の傾向を把握し、色彩基準の範囲において、多くみられる色彩はこのような色です、という一例を示し、良好な景観形成となるための一つの判断材料としていただきたいと思います。なお、これは例示であり、規制をするものではありません。

こちらのスライドは平成27年以降に届出があった建築物のうち、完了している大規模建築物166件の外壁の色彩データをバブルチャートにしたものです。左が有彩色の図で、色相を横軸で表し、上が彩度、下が明度の図です。また右は無彩色の図となっています。さらに先ほどの全体のバブルチャートから住居系用途地域の物件だけを抽出したバブルチャートを示しております。バブルがおおよそYR系、Y系のこのあたりの明度、彩度に集中していることがわかります。この集中している範囲の色彩を実際に採用している建築物を、景観アドバイザーの先生方と、現状のまちなみの様子と合わせて現地確認を行い、御意見もいただきながら、更に内部で検討を重ね、馴染みやすい色彩を景観デザインマニュアルの中で紹介していきたいと考えています。

最後は64頁、工作物の色彩について紹介をしています。以上が景観デザインマニュアルの各章の内容についてです。

最後に、今後のスケジュールについてですが、本景観デザインマニュアルについて当審議会に初めて報告をさせていただきました、委員の皆様には全体の構成や各章の内容などについて御意見いただき、内容を充実させ、年内にはパブリックコメントを実施したいと考えております。今年度中に当審議会でも最終報告をいただき、令和5年4月より運用を開始していきたいと考えております。

以上で景観デザインマニュアルの改定について説明を終わります。

久会長よろしく願いいたします。

5.質疑応答

○久会長

説明の最後にありましたが、デザインマニュアルの改定については初めて意見交換をさせていただきます。ご質問、ご意見はございますか。

○秋月委員

秋月です。ご説明ありがとうございます。

大きく2点あります。

24頁の夜間景観のところ、グレアの言及をもう少ししていただいた方が良いと思いました。

色温度については、24頁の一行目に「低めの」と、曖昧に書かれていますが、その横のスライドでは、「温かみの感じられる色温度は概ね3000ケルビン」という形で書かれてい

ますので、「3000 ケルビン近辺」というように、指標としての数値を提示されても良いと思います。この辺はぜひ他の委員の先生方からもご意見をいただきたいと思います。

いずれにしても、グレアについては、十分確認をすると入れていただきたい。

2 点目は、色彩についてです。

まずは、51 頁をお願いします。

59 頁以降に、色相ごとの明度と彩度の分布図がありますが、JIS の色票の提示の仕方は、明度は左軸で、彩度は下軸ですので、そのような形で表現をされた方が良いと思います。

次に 52 頁の建築物の外壁及び工作物の色彩基準について、一番左側の R と Y を書かれた理由がマンセル 5 色相を表したかったのであれば、マンセル 5 色相と無彩色は、一番左の列で明確にされた方がよろしいと思います。

52 頁のアクセントカラーについて、工業系用途地域は各立面の 5 分の 1 (20%) というのは、果たしてそれはアクセントなのか、配合色になっているのではないか。一度ご確認いただきたい。

53 頁の目立たせるものという位置付けで、道路交通法で決まっております道路標識は非常に高彩度のものが存在しているので、その辺りも言及された方が良いでしょう。

53 頁のまちなみとの調和の部分で、一番右の図の明度彩度をそろえた配色について、もともと彩度は 3 未満であることを書いておく必要があります。

56 頁の手摺等の色彩について、落ち着いた色彩を選びましょうと書かれていますが、バツで示されている例示も、暖色系の基調色の外壁であれば、良い事例となるのかどうか検討する必要があります。つくば市が斬新的な色彩の使い方を行っているので、参考にしてください。

59 頁からの表現で、各色相の一番左には必ず N (無彩色) の欄が入っています。その位置付けは、無彩色から有彩色にかけて選びやすいという意味であり、とても意義があります。どの色相であっても、左列が必ず無彩色で共通していることを書かれておいた方が良いでしょう。

まちなみになじみやすい色彩の中で、バブルチャートを見せていただきましたが、デザインマニュアルの中に、吹田の実態は、住居系、商業系、工業系で、色相、明度、彩度はこういう実態であるということを、バブルチャートで示した上で、59 頁の上に、青色で書いているものを参考に書き、あくまでも 59 頁には赤いラインの規制の範囲だけを示された方が良いでしょう。以上です。

○久会長

工業系のアクセントカラーが 5 分の 1 以内で良いのか、この辺りは再度我々も議論した方が良いでしょう。

○渡辺都市計画室参事

以前の審議会でも同様のご質問をいただきまして回答しております。平成 20 年ぐらいに

定めた基準の中で、アクセントカラー、サブカラー、メインカラーの考え方があった時代から、今の基準をつくるにあたり、5分の1というのはかなり大きな面積ですが、協議の中でできるだけ低彩度の色を誘導する形で、無機質になりがちな工業系の景観を誘導していきたいとお伝えしました。ですが、実際それが良いように働いている部分も、悪いように働いている部分もございます。基準をすぐさま変えるよりも、このデザインマニュアルの中で補完できる手だてがないか議論させていただきたい。

○秋月委員

バブルチャートを作られる際に、面積割合の実態を調査されると大変良いと思います。

おそらく今のバブルチャートは、ベースカラー（基調色）を調査して作成したと思いますが、その建物の中で、基調色、配合色、アクセント（強調色）の三種類がどういう色相で、どういう割合で使われているのか、そういった実態があると説得力があり良いと思います。

○長町委員

夜間景観については新しい項目なので様々お願いしたいところがあります。デザインマニュアルという自由度をもつ資料であるメリットを最大に活かしたら良いと思います。

過去アドバイザー会議で、よく指摘してきた事例を紹介することについて、とても良いと思います。初めて基準の方に夜間景観の項目が入りましたので、照明に関してはアドバイザー会議で、専門的な助言はしてきてないのではないかと推測しています。

実際私が他都市でアドバイザーをやっておりますが、数年やっていると、照明に関して何が必要かわかってきます。ですので、この後個別に私の方から吹田市に、資料お渡しをしたいと思っています。

例えば、敷地いっばいに10階建てのビルを建てる際に、前庭と後ろの取り合いについて、アドバイザーが緑化やごみ置き場などについてアドバイスしつつ、照明についても、アプローチ部分にまちに寄与するような低光照明をつけましょう、ブラケット照明をつけましょう、あるいは樹木のライトアップを入れましょう、などのアドバイスがある種ルーチン化してきます。このように景観指導をやっていく上で、明らかに出てくる要件があり、景観アドバイスの上で必要な項目をデザインマニュアルに載せるのが良いのではないのでしょうか。項目を一度あげますので、ご協議、ご検討していただきますようお願いいたします。

色彩のところでは、住宅地、商業地、工業地と用途に応じた形になっていましたが、それ以外の括りがあるのではないのでしょうか。

例えば、敷地が大きくパブリックに面しているような申請案件の場合もあれば、そうでない場合もある。指導するうえで、用途以外で類型化できるのであれば、それに準じた方が良いかもしれません。景域ごとの方針を決める際に景域毎に夜間景観の方針を変えていこうとしていましたが、デザインマニュアルで示していきましょう、という話で終わっていました。そういう意味でいくと、景域ごとに、例えば伝建的地区ではそういった指導ができるか

もしれないので、それを抜き出してみて、景域ごとに書ききれぬのか推測してみる必要があると思います。

最後が、色温度の具体的基準の話ですが、デザインマニュアルなので先ほど秋月先生がおっしゃったように、明らかに数値目標を 3000 ケルビン以下として全く問題がないと思います。

そういう意味でいくと、夜間景観に関して、エネルギーに関する表記を章立てしていただく必要があると思います。

このデザインマニュアルは今後長く使っていくものですので、時間による調光制御、減灯、エネルギーの時間管理、という省エネに関わるアドバイスをデザインマニュアルに載せてはどうでしょうか。

簡単にいうと光源の話、配灯の話、エネルギー管理の話、この三つについて、デザインマニュアルに書く必要があると思います。

パブリックの使い勝手が変わってきていると思います。民間事業や公共で P-PFI で実施する事業でも、使い勝手に対する装置の問題がありますので、夜間景観の活用を前提にし、それに対する配慮を章立ての中で示されると、過去のデザインマニュアルとは違う、これから使っていくものとしての価値が出ると思います。

もう一度まとめると、照明の手法の項目を分散して入れたい、色温度を決めて良い、類型化した照明手法を説明するのにパターン化した上でガイドをする、その基準があるのか、これを検討して欲しい。最後の二つが SDGs 的視点での章立て、活用に関する記載、この五つでした。よろしくお願いします。

○秋月委員

色温度を決めるときに、「景観において」という言葉が大変重要になってきます。

国際ダークスカイ協会や環境省は低色温度でと明記されています。

CIE (国際照明委員会) が人間の目のメカニズムでいくと、薄明視 (はくめいし) には、明るさは高色温度の方がより感度が高いと言っておりまして、道路照明などは、色温度を逆の方向にした方が明るく感じるという指針もあります。ですので、景観についてこのように吹田市は考えます、と表現をされておくの良いと思いました。

○長町委員

吹田市が景観、或いは都市力という意味で、白い照明を増やしていくということは有り得ません。確かにそういう立ち位置で発表されているものもありますので、「景観において」とある方が良いと思います。

○高原委員

高原です。

色温度の話ですが、ある地元の町会で、青色の街灯の方が防犯性能が高いと言うことで、実施する方向で進んでいると聞いています。そのことについては、ご意見ありますか。

○秋月委員

まず、防犯について、青色が効果があるというのは、イギリスのグラスゴーで、麻薬常習者が静脈注射を路上で打つことに対する対策でした。つまり、静脈を見えにくくするために、わざわざ青い光にただけです。

一時日本でも犯罪を減らせるという期待をして、青い光に置き換わった時期がありました。特に奈良県が多く、富山の地方でも、いまだに自転車置き場が青い光で自転車の色が知覚できないという状況があります。また、青色のLEDの短波長は、エネルギーの光束量も大変低く、見えにくい。色としても波長域が非常に限られていますので、ほとんどの色が白黒でしか見えません。

○高原委員

その様な論理を知らず、地元の青色街灯については、残念ながら反論できませんでした。このデザインマニュアルにはそのような内容について書けませんか。

○秋月委員

演色性の高い光源を使用した方が良いということを夜間景観の中に入れられても良いと思います。

もちろん、演出をする際は短波長を使われる場合もありますが、まちなみづくりというのは平常時のものをつくるわけですから、それについては、短波長のLEDは使用しないと言っても良いと思います。

○長町委員

青い光の防犯灯については言語道断です。イギリスはパトカーもブルーであり、青色の光が持つ意味が日本とは全然違います。また、色彩のコーディネーターが青色は鎮静の色といったこともあります。光の色彩と、ペイントの色彩は全く意味が違うので、青い光で心が鎮静化するというエビデンスは全くどこにもありません。実際、京都工芸繊維大学の小山先生が論文を書かれていまして、青色防犯灯はダメだという論文がいくつかあると思います。

短波長については、このデザインマニュアルに不要だと思います。そして、演色性の高い光源についても不要だと思います。LEDになって、一般の方が購入できるまで普及しましたし、建設事業者が購入する照明器具は、すべての光源がRa（演色性の基準）については80以上が当たり前で、へたすると90をせめぎあいしています。そういう意味でいくと演色性という言葉もわかりにくいので、やめたほうが良いと思います。

逆に、過去の光源はやめましょうということは書いて良いと思います。要は水銀灯、ナトリウム灯、そういった HID 系の光源、或いは一部の蛍光灯についても、取り替えもできない、生産もされないというところまでできているので、まだ使っている人はなるべく早く LED に取り換えていきたいと思いますというのが、今のお話の延長線でいくと合う気がいたします。

カラーライティングについて、プロは良いけれど素人は禁止ということはデザインマニュアルや手引きといったものを書けた試しはありませんので、今回はカラーライティングについて言及するのは、少し無理があると思います。

それでいくと、デジタルサイネージをどうするかということがありますが、これは屋外広告物ガイドラインで書いてありましたね。

○島本委員

公共の施設について、例えば学校、橋梁、道路など、そういう公共について触れてはどうかと思います。公共にはこうやって欲しいというスタンスが良いと思いました。

私は街案内人をしていますが、その中で商業地の看板が一番吹田はしんどいと感じています。自分の主観ですので、客観的にどう思われているかはわかりませんが。

ですから優先地を打ってもらなどして、商業地をどうするかについても、デザインマニュアルに載せてはどうでしょうか。

最後に、このデザインマニュアルはどういう広報で徹底されていくのでしょうか。

○玉木都市計画室主幹

公共施設については、これからの景観形成のつくり方について指針をお示したいと思っています。

また、デザインマニュアルの広報については、今の段階では、ホームページ等に掲載をする、窓口で事業者を紹介をするという形で広報を行っていくことは当然考えておりますけれども、それ以上の方法についても、今後検討していきたいと思っています。

○松田委員

屋外広告物ガイドラインでデジタルサイネージが出てきていますが、このデザインマニュアルには載っていませんので、ぜひこのデザインマニュアルにも入れていただきたい。

それから、私もいろいろな大阪府下のまちなみや看板を見て回っておりますが、吹田市の江坂周辺が一番煩雑で、屋外広告物について野放し状態であると感じております。

新規で設置する看板には規制が効きますが、既存で付いている看板を、どのようにして変えていくか、こちらと一緒にやっていきたいと思っていますので、ぜひその辺から努力していただきますよう、よろしくお願いします。

○中村委員

結構良い写真がデザインマニュアルに掲載されておりまして、吹田市にこんな良い事例があったのか感じています。写真がわかりやすいということもありますが、逆に写真があまり良くないと、この程度で良いのかと思われてしまいます。毎年改定して、写真を差し替えていき、新しいものを入れていくことが必要だと思いました。

図解で入れた方がわかりやすい部分があるので、図解も充実させていくということと、誰が見ても、これは良いと思うものは、吹田市の事例ではなくても、上手く設計された良い建築家の作品など、一つのお手本として入れても良いと思います。毎年改定しながら、吹田市が良いと思うものを入れたら良いと思いました。

もう一つ、10 頁の敷地で四季を感じさせるという表現がありますが、ここにしか四季を感じさせるという言葉が出てきません。敷地角地の話だけではなく、植栽の方にも表現される方が良いと思いました。四季を感じさせるというこの表現が、植栽の方には一つも入っていませんので必要だと思います。

樹木についても、吹田市の里山には元々こういった樹木があったことや、この土地に合った木を植えましょう、などについて書かれた方が良いと思いました。

その地にあった樹種を植えることで虫や鳥などがたくさん集まってくるので、吹田の樹種などについて誘導する内容も、あっても良いのではないのでしょうか。

○久会長

このデザインマニュアルは、それぞれの要素のディテールのことについて書かれていますが、もう少し基本的な共通要素などについて、最初に示すことができれば良いのではないのでしょうか。

四季の他にも例えば朝昼夕の景観や、天候による景観、それらは移ろいの景観と言いますが、そういったものが大切ですなどの共通的に考えて欲しいことが、もう少し前にあっても良いと思いました。

○上南本副会長

このデザインマニュアルは定常的な景観でしか捉えていませんので、季節感がありません。日々の変化や四季の変化など、その辺りの書き込みをもう少し行うべきだと思います。特に植栽のところでは、単なる樹木だけが対象になっているのが気になりました。樹木だけでも、様々な四季の花や葉、落葉する、常緑樹である、といった変化がありますが、草本類などについてもきちんと示し、もう少し移ろいについて示していくべきです。

デザインマニュアル自体は非常に誘導型のマニュアルですので、より質の高い環境を提供しているという部分をアピールしていただけたら良いと思います。

その他にも、四季の様々な年中行事によって、まちなみは大変変わります。例えば、簡単なものでいうと、クリスマスイルミネーションなどの年中行事を上手く組み込んで、景観を作っていくことによって四季を感じる、ということも入れていかれたら良いと思います。

それから、緑についてですが、緑は成長する素材ですのでやり方によってはどんどん成長しますし、それなりの環境を作らないと劣化する。緑を単に増やしていけば良いという話ではなく、適切に、健全に育つ基盤環境をしっかりと備えたうえで緑を育てるということもわかって欲しいと思いますので、示していただきたいと思いました。

それから緑の保全について、単に景観だけの観点ではなく、生物の多様性というものに配慮しながら景観行政を行っているということも、きちんと明記しておく必要があると思います。基盤をしっかりと育成しながら考えているということは、主張する必要があると思います。

○久会長

実は建築系の方は緑について弱いです。景観アドバイスの中で、図面に丸が書いてあるので、その木の樹種を確認すると、これから検討すると答えが返ってきます。最初からきちんと考えてくださいと指導をすると、じゃあどんな木がありますか、という話になります。

ですので、基本的な植栽の考え方を、上甫木先生からもご助言をいただいて、しっかりとこのデザインマニュアルに1頁ぐらい書くことが重要と思います。実は生駒は景観計画で緑の考え方についてしっかり示していますので、その辺も参考にしていきたいと思いました。

○秋月委員

富山の八尾（やつお）も、木々の大きさや、配置について具体的にガイドラインで示しているので、住民の方もわかりやすいです。

小さな村でさえ、ガイドブックに地域の植物のことをしっかり紹介しておりますので、吹田の木は何が一番良いのかご紹介されても良いと思います。

○高原委員

私たち建築の方から言いますと、まちを景観という広い目で見たときに、高架道路のような土木構造物の空間が非常に気になっています。

特に吹田市では今も連立高架や、高速道路など沢山ありますし、一般的に土木構造物は、非常に大きく、コンクリートの打放し、色は無彩色、というのが一般的になると思いますが、建築のディテールについては、このデザインマニュアルで相当頑張って指針を示していますが、良い土木空間についても、全国から探してきて示唆していただけると良いのではないのでしょうか。一般の方からすると、土木空間が良いまちは、非常に良いまちに見えるのではないかと私自身は感じています。無茶ぶりかもしれませんが、何かそこに一石投げかけられるようなものがあれば良いと思いました。

○久会長

公共施設のマニュアルを別途つくるような動きはありますか。

○玉木都市計画室主幹

公共施設においては、デザインに関する取り組みについて、リードしていく手法について検討しているところです。

○渡辺都市計画室参事

今年度、道路や公園などの公共空間に関しても、一定のガイドラインの作成を検討しております。審議会の皆様にもご報告して、ご意見をいただきたいと思っております。

まずは民間の事業に対してマニュアルを作成し、次に公共施設についてガイドラインを作成する流れで、今年度は予定をしています。

本日いただいたご意見は、ガイドラインにしっかり反映していきたいと考えています。

○秋月委員

富山県も北陸新幹線ができた際に、景観的な見え方はどうなるのかという議論がありましたが、結局はどうしようもない、という結論でした。

愛知県の有松という地域で、5月ぐらいに開かれる祭りで大変美しい風景ができるのですが、その先には、高速道路が見えまして、どうしようもない中でも、無彩色で、ほぼ白に近いような形にすることがぎりぎりいえることだと思います。

この公共施設のガイドラインを作られる際にも、周囲には影響を与えることはしょうがないけれども、色彩としてはこの色しか使わない、というようにできれば、その辺りで何か統一ができるのかもしれない。

○岡委員

少し細かい内容で申し訳ありません。29頁と30頁に、フェンスの色についての記載がありますが、できるだけ植栽の後ろにフェンスを設置して欲しいのに、両方とも植栽の前にフェンスがある写真が良い事例とし紹介されているのが気になります。次の段階にいった欲しいと思いました。

それから28頁の、石積みと透明性のあるフェンスを用いていると紹介している写真は、どれのことが少しわかりにくいです。

○郷原都市計画室主任

印刷の具合で少し見えづらくなっております。石積みの横に、メッシュフェンスが連なっている写真を載せております。

○岡委員

この写真では前のガードレールが気になってしまう。写真はもう少しわかりやすい方が
良いです。

あとはセットバック空間にオープンテラスを置いて、と書いていますが、椅子やテーブル
を置く、もしくはオープンテラスとする、のどちらかにしてください。

○久会長

移ろいの景観などについて示す際に、吹田の場合は、千里丘陵の南端部で、丘陵の上にマ
ンションが建つことがよくあります。その立地の場合は、低いところから見たときに、その
丘陵の高さ分も含まれて高さが見えてきますので、根本的なところから配慮してもらわな
いといけないと思います。

同じ話で、擁壁を築造し、その擁壁の上に建つ場合、擁壁の高さ分がプラスアルファされ
るので、見かけの高さに気をつけましょうというようなことがどこかに示されていれば、こ
の丘陵部にある千里や、平地部と千里丘陵の境目の部分について、建て方やデザインの配慮
というものに、追加をお願いできると思う。共通項目のところでそういう内容を一つ増やす
と良いと思いました。

○秋月委員

江坂の看板について、京都市が強権的に撤去を実施していますが、吹田市の屋外広告物に
対する方針が決まれば、既存の広告に対しても、ある程度強く指導はできるのではないでし
ょうか。

ただ一方で江坂のあのような空間も賑わいがあり良い側面と思いますので、様々な考え
方の中で方針を決められたら良いと思っています。

○松田委員

私自身、市と一緒に、年に1回パトロールする時がありまして、一番煩雑なのは大阪の南
部あたりではないかという感覚でしたが、それより江坂の方が上と感じました。御堂筋から
一本筋の入ったところは、しのぎを削るぐらい看板がついており、壁面が見えてないものも
結構あります。

しかし京都のように撤去を実施することは反対でございます。江坂のまちなみに合った
形で、規制をある程度緩くしながら徐々に対応されていかれたらどうかと、私の勝手な意見
ですが、そう思いました。よろしくお願いします。

○(UR) 阿部委員

大体皆さん、先生方が言われたことと被るところが多いですが、私としましては、やっぱ
りディティールから入っているという印象で気になりました。

例えば全体計画のところで、まちのスケール感になじませる、とありますが、単に圧迫感

を避けるということよりも、高層の横に戸建てがあるということは、やめましょうというところを、スケール感をなじませるといったり、奥まで見通せるゆとりのある計画例としてとても良い写真が載っていますが、作法的には山手や、そのビスタを意識しましょう、などの見通しを作りましょうという、その視線が抜ける先の風景を意識するということだと思えますので、そういった基本的な内容を、最初に示されると良いのではないのでしょうか。

照明については長町先生から具体のご提示があると思いますが、どういった種類の光なのか、安心安全のための光なのか、それとも沿路を導く光なのか、あとは楽しさやアクセントのような演出の光なのか、様々な種類の光があると思えますので、そういった狙いを伝えてあげたら、意味合いがわかると思います。単に規制されているという印象にならず、目的が意識できると思うので、そこを工夫されたら良いと思いました。

あともう1点、緑のことは、私も非常に気になることがありまして、42頁のところが少し寂しいと感じました。吹田市の中には、お花を育てたりするなどの緑の活動について、様々なあると思えます。暮らしておられる住人さんたちの、暮らしの景観というのが。

昨年度の、景観まちづくり賞において、URの青山台のみんなの庭を受賞させていただきましたが、そういった住民たちの活動を、良い例として写真を載せていただけるとありがたいと思いました。よろしくお願いいたします。

○久会長

イベントができるようなスペースや、育てるための仕掛けをデザインの中に組み込んでおくということも、共通的な要素の中で書けるのではないのでしょうか。

○（府）阿部委員

どのように広報していくのか、というところですが、一事業者、一所有者に対してだけでなく、市としてこういうまちを作っていきたいということを、広く知らしめるためのものだと思いますし、拝見しますと写真がふんだんに使用されていて、非常にイメージしやすい冊子だと思いますので、これをホームページのみならず、広く周知していただけるような方法を、ぜひ考えていただきたい。

あと、これは個人的にですが、比較的新しい建物の写真が多く入っていますが、歴史的なまちなみについては、21頁ぐらいにしか触れられていません。歴史的なまちなみについて、もう少し触れられると良いと思いました。

○岡委員

他行政でアドバイザーをやっている際に、マニュアルでとても助かる項目の一つに、「50メートル以上の単調な壁面はやめてください」という項目があります。

今そういった内容は示されていませんが、あの一言が書いてあるだけでセットバックして雁行させてください、分節してくださいなどの助言ができますので、とても助かります。

吹田市ではそういった事例があまり出てこないのかと思って見ていますが、もし、これまでの経験でそういうこともあれば書いていただくと、アドバイスする際の助けになると思います。

○久会長

埼玉の川越のガイドラインがとても素敵なので紹介させてください。その中に、「高さは周りを見て決める」というフレーズがあります。キャッチフレーズとしてとても素敵だと思いますので、このデザインマニュアルも素敵な言葉遣いにできたら良いと思いました。

それではまた事務局には本日の意見を参考にさせていただいて、より良いものにしていただき、次の審議会で諮っていただければと思います。

(換気・休憩)

6.案件説明

○久会長

それでは再開します。続いての案件について事務局より説明をお願いします。

重点地区指定後のまちなみの現状について

○酒井都市計画室主査

都市計画室の酒井です。それでは、重点地区指定後のまちなみの現状について、ご報告いたします。座ってご説明いたします。

まず初めに、重点地区について、ご説明いたします。景観形成基準におきまして、吹田市全域を景観計画区域、景観法の一般区域に指定しております。

その中で「特に重点的に景観形成を図る地区」を重点地区と呼んでおり、ア景観形成地区と イ景観配慮地区 の2つがございます。イの景観配慮地区は指定地区はありません。ア景観形成地区は現在 32 地区を指定しております。

その重点地区指定後のまちなみの現状について4つの地区をご紹介します。近年、指定した重点地区の現状について、ご報告し、当時、景観形成基準に定めた内容が、現在どのような形となっているのか、どのような効果がみられるのかを委員の皆様と共有し、今後の重点地区指定に向けて参考にしたいと考えております。ご紹介します4つの地区は、指定した順に、1つ目 北大阪健康医療都市地区「健都」は、平成28年に指定し、地区計画は平成27年に都市計画決定しております。2つ目 長野東地区(2)は、令和元年末に指定しました。この地区のみ、地区計画は指定されておられません。3つ目 複合住宅地区(津雲台5丁目(1))「大阪大学グローバルビレッジ津雲台」は、令和2年に指定、地区整備計画も

同年に指定しております。4つ目 岸部中5丁目地区「吹田 SST」は、令和2年末に指定、地区計画も同年に都市計画決定しております。

1つ目の地区は、平成28年度に重点地区指定しました北大阪健康医療都市地区「健都」になります。お手元の資料、「景観形成基準」のⅢ-51～53頁に当該地区の基準がございます。開発面積は、約14.8haであり、重点地区の中で最大規模となっております。

東側から国立循環器病研究センター、VIERRA 岸辺健都、市立吹田市民病院、パトナ吹田健都、健都ライブラリー、健都レールサイド公園が建設され、残すは多目的スポーツ施設のみとなっております。また、国立循環器病研究センターより東側は、摂津市域となっております。

まず、当該地区の中で最も東側にある国立循環器病研究センターです。左の写真は、国立循環器病研究センターの南東面を撮影した写真です。右上に写真の方向を矢印で示しております。これ以降、1 景観形成基準に示す該当箇所の基準を写真の下部に赤字で示します。ここでは「圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、外壁面の意匠や分節化等を工夫する」という基準があり、大壁面は、ランダム配置の縦スリットにより分節されています。右の写真では、「道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する」という基準があり、歩道際に植栽帯を設け、中木が配置されています。

次に、VIERRA 岸辺健都です。左の写真は、道路の対面から北面を撮影したものです。上層階が階段状にセットバックされ、北側道路対面からは、ほぼ3層の外観となっております。右の写真では、「敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする」という基準から、屋外広告物が北東角に集合化されており、形状も統一され壁面に整然と掲出されています。

続きまして、市立吹田市民病院です。この写真は、竣工当時の北側からの鳥瞰写真です。左の写真は、北側道路の対側から撮影した写真です。上層階が階段状にセットバックされ、圧迫感が軽減されています。右の写真は、「まちかど広場等、交流が図れる潤いある開放的な空間の創出を図る」という基準があり、歩道に面して、まちかど広場が整備され、交流が図れる開放的な空間となっております。

こちらは、パトナ吹田健都です。左の写真は、北東面の写真です。「設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする」という基準があり、屋外階段は、目隠しルーバーで修景されていますが、目隠しルーバーの上部に屋外広告物が掲出されています。右の写真では、「敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする」という基準から、屋外広告物は、統一した形状で壁面に掲出されています。薬局の広告物は、地色に高彩度色が使われ、窓面にも広告物が掲出されています。

こちらは、現在建設中の多目的スポーツ施設です。左の写真は、現在の工事状況です。また、この敷地の西側は、駐車場となっております。工事箇所は、右の図のとおり、フットサ

ルコートが3面整備される予定となっております。

こちらは、健都ライブラリーです。左下の写真は、健都ライブラリーの竣工当時の写真です。「自然素材など風合いのある材料の使用に努める」という基準があり、木材を使用した大階段や大庇が印象的なファサードとなっております。左上の写真のように駐輪禁止のカラーコーンやバーが設置されている現状があります。右の写真は、北側の壁面に基盤造成型の壁面緑化が施されている状況です。

こちらは、健都レールサイド公園です。右手（東側）から健康増進広場、みどりの広場、土の広場に分かれております。それぞれのテーマに沿った素材や色使いがなされております。

2つ目の地区は、令和元年末に指定しました、長野東地区（2）になります。「景観形成基準」のⅢ-66～69 頁に当該地区の基準がございます。当該地区は、吹田市中央の東端部で、摂津市との市境に位置します。開発面積は約 1.2ha です。

長野東地区（2）は、北敷地と南敷地に分かれておりまして、北敷地をA地区、南敷地をB地区としております。A地区は、GC グランドセンター千里丘という商業及びクリニックが入った2階建ての施設となっております。B地区は、8階建て共同住宅、サービス付き高齢者向け住宅、保育園となっております。

こちらは、A地区の商業施設 GC グランドセンター千里丘です。左の写真は、GC グランドセンター千里丘のメイン出入口です。「壁面広告は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする」という基準から、クリニックのサインは集合化されています。その他は、建物の外壁色彩に対して、広告物の地色に高彩度色が使われているものもあります。右の写真は、「道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする」という基準があり、A地区とB地区の間の道路に面する部分は、開放的な空間が形成され、植栽やベンチが設置されています。

こちらは、B地区の8階建て共同住宅エントランス及び提供公園の千里丘つなぐ遊園です。左の写真は、8階建て共同住宅のエントランスです。敷地形状の関係から、エントランスは奥まった位置にあります。この写真の左手に上部写真のような貯水タンクがあります。貯水タンクは目隠しルーバーで修景されているのですが、ルーバーの高さが不足しております。右の写真は、南西角にある提供公園である千里丘つなぐ遊園です。共同住宅のバルコニー手摺は、乳白ガラス手摺で洗濯物・室外機等が外部から見えにくい設えとなっております。

こちらは、B地区のサ高住エントランス及び8階建て共同住宅の北面です。左の写真は、サ高住のエントランスです。「敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する」という基準があり、歩行者通路には花や緑が連続的に設けられています。右の写真は、8階建て共同住宅の北面です。「道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する」という基準があり、立体駐車場は目隠しルーバーにより修景され、セットバックした道路側に植栽が配置されています。

3つ目の地区は、複合住宅地区（津雲台5丁目（1））大阪大学グローバルビレッジ津雲台になります。「景観形成基準」のIII-78～82頁に該当地区の基準がございます。

開発面積は約2.7haです。A地区とB地区に分かれておりまして、A地区は学生寮・教職員宿舎・共同住宅・サ高住、低層部に商業施設となっております。B地区は、つくもスクエアという2階建ての商業施設となっております。

こちらは、竣工当初の地区北側からの鳥瞰写真です。1 赤矢印の箇所について、「道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する」という基準があり、地区の西側ロータリーに面する部分に斜面緑地を配置しています。なお、当地区は第4回景観まちづくり賞の敷設部門を受賞しております。2 また、青矢印の箇所について、「既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする」という基準から、写真中央奥の緑地帯を残して開発されています。全体的に統一したデザインとし、白色（N8.5）を基調に、低層部は、街路樹や植栽等と調和するようにベージュ系になっています。

こちらは、九十九坂に沿ったA地区の写真です。左の写真は、「九十九坂及び周辺の植栽等と調和し落ち着いたあるまちなみを形成する色、配色とする」という基準があり、九十九坂の街路樹と調和するように低層部の外壁色はベージュ系となっています。右の写真は、「周辺環境や建築物と調和し、統一したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する」という基準があり、建物サインは目立たせず、エントランスを求心性のある形状とすることで建物自体がサインとなっています。

こちらは、B地区の商業施設（つくもスクエア）の写真です。左の写真は、「九十九坂及び周辺の植栽等と調和し落ち着いた中にも賑わいのあるまちなみを形成する色、配色とする」という基準があり、10m以下の建築物の外壁色における明度の下限値を4まで引き下げた基準を設定しております。商業施設の外壁色をグレー（N4）とし、九十九坂及び周辺の植栽等と調和し、落ち着いた中にも賑わいのあるまちなみをつくり出しています。右の写真は、九十九坂沿いの商業施設は賑わいを創出するために色温度を高く設定する一方、住戸エリアや敷設は安らぎを感じる低めの色温度でまとめ、周辺の住宅にも配慮されています。

こちらは、クリニックや商業施設の集合サインの写真です。左の写真は、B地区の商業施設の集合サインで、「地上設置型広告物については、集合化に努める。建物と一体感をもたせたデザインとする」という基準があり、サイズを合わせて集合化し、枠の色彩を建物と合わせて一体感をもたせています。右の写真は、A地区のクリニックや商業施設の集合サインで、「周辺環境や建築物と調和し、統一したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する」という基準があり、地色は低彩度で統一したデザインとなっています。

こちらは、A地区内の地上設置型広告物や集合サインの写真です。左の写真は、A地区内で当初計画されていなかった入居者募集の地上設置型広告物で植栽帯の前面に設置されております。右の写真は、A地区の商業施設の集合サインで、地色は低彩度で統一したデザインとなっていますが、下部にクリニック OPEN の広告を後付けされています。

4つ目の地区は、岸部中5丁目地区（吹田 SST）になります。「景観形成基準」のⅢ-86～89 頁に当該地区の基準がございます。開発面積は、約 2.3 ha です。こちらは、竣工時の東側からの鳥瞰写真です。当該地区は 2 地区に分かれており、写真の右側（北側）は利便施設地区となり、複合商業施設が建設されています。写真左側（南側）は複合住宅地区となり、ファミリー分譲マンション、ウェルネス複合施設、シニア分譲マンション、 単身者共同住宅、交流公園が建設されています。

左の写真は、利便施設地区内の複合商業施設の東側ファサードとなります。「交差点及び大通りからの見え方に配慮した全体計画とする」という基準があり、曲線を活かしたフォルムで屋外広告物は屋上と 1～2 階に掲出されています。右の写真は、複合商業施設の北側ファサードです。府道大阪高槻京都線、岸部中 5 丁目交差点からよく見え、曲線を活かしたフォルムでガラスカーテンウォールが印象的なデザインとなっています。また、広告塔のテナントサインは集合化されています。

左の写真は、複合商業施設東面のテナントサインです。「壁面広告物は建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする」という基準から、テナントサインは、壁面に切り文字で掲出されており、外壁色が地色となっています。右の写真は、複合商業施設の駐輪場です。「道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする」という基準があり、道路と駐輪場の間には植栽が施されています。

左の写真は、複合住宅地区の交流公園を中心に撮影した写真です。「交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける」という基準があり、緑豊かで開放的な交流公園があり、その正面に吹田 SST のロゴサインが設置されています。左手にファミリー分譲マンション、中央の奥にウェルネス複合施設、その右手に単身者共同住宅が立地しています。左手前にある黄色の駐輪禁止サインは、よく使われているものですが、注意喚起と形状や色彩との両立が課題となっています。この吹田 SST 内の共同住宅群と交流公園は、境界にフェンス類が一切設置されておらず、景観に配慮した開放的な空間がつけられています。右の写真は、交流公園の中央から複合住宅地区を撮影した写真です。「駐車場は、道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする」という基準があり、左手の立体駐車場は目隠しルーバー及び中高木により修景されています。また、ウェルネス複合施設と単身者共同住宅の 1～2 階の色彩は茶系色で統一されています。

左の写真は、シニア分譲マンションのファサードです。「圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる」という基準があり、縦方向にダークグレーの帯を入れることで、外壁の存在感を消し、大壁面を分節化しています。右の写真は、「旧集落等の歴史を感じる景観の要素を取り入れた計画とする」という基準があり、歴史的な景観が残る西側の岸部旧集落から繋がる通路に小径を設け、歴史を感じる景観の要素を取り入れています。

左の写真は、A 地区の商業施設の夜間景観です。暖色系の照明が使われています。「駐輪場の照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する」という基準があり、駐輪場前面

の植栽もライトアップされています。右の写真は、「敷地内の歩行者通路、緑道や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する」という基準があり、交流公園の路面が暖色系の照明により効果的に照らされています。吹田 SST のロゴもライトアップされています。

以上で重点地区指定後のまちなみの現状についての報告を終わります。

久会長よろしく願いいたします。

7.質疑応答

○久会長

それでは何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

○秋月委員

秋月です。

屋外広告物についてコメントさせていただきます。北大阪健康医療都市の薬局の上に並んでいたものや、長野東地区の壁面に、とりあえず集約されていますが、結構な面積で壁面を覆っていました。これらを拝見しまして、広告物を集約すれば良いというわけではないと思いましたので、その辺り見直していただきたいと思いました。

また、大阪大学のグローバルビレッジはそもそものサインは大変良かったのに、後付で貼られたクリニックオープンの看板や、野立てで建てられている看板がありましたが、せっかく美しいものを作られましたので、管理などについては、しっかり行っていた方が良いと思いました。

最後は岸部 5 丁目の阪急オアシスですが、今日のデザインマニュアルの 47 頁の切り文字はアルミのフレームのようなもので文字を作られていたので、違和感なく受けとめられましたが、SST はぎりぎり目立たないような微妙なラインでして、要素はコントラスト、対比というものが、こういった切り文字を使うときにも、規制条件としてある程度入れられた方が良いでしょう。切り文字を使っていくことはとても良いことだと思いますが、色彩や対比というものは少し意識された方が良いでしょうと思いました。

○松田委員

先ほどのクリニックの件ですが、看板を付けた際には綺麗ですが、何ヶ月後のメンテナンスの際に、テナントが変わったなどの理由で知らない間に複数ついてしまっていることが見受けられます。結局私共も反省する部分として、デザイン性重視で実際看板が機能していないのではないかと、そんなジレンマもございます。あまりにデザイン性ばかりを求めて過ぎて小さなものにしてしまうと、また後付で沢山設置される、そのようなたちごっこはよく起こっています。大きさの規制をよくされますが、それもある程度までは、テナン

ト側の立場的に考えておかないといけないと思います。あまりにデザインばかりを重視してしまうと、複数のテナントが入られる場合は勝手に貼られる、ひどい時は、窓ガラスに張り紙をセロテープで貼られているなどもよく見かけます。トイレなどは最近おしゃれなピクトを付けられていますが、皆さん、トイレに行くのに迷われることが見受けられます。結局、職員の方で大きな張り紙をしなければいけない。その辺も少し考慮して、ある程度アドバイスする際には機能性についてもよく考えていただきたいと思っております。

先ほど秋月先生がおっしゃった、コントラストの件ですが、私共もそれを一番考えておりまして、先ほどの岸部 5 丁目の屋外広告物で四つ並んでいた写真の右から二つ目、ほぼ何を書いているのかわからない。色的なコントラストは、果たしてどうなのかということですが、看板は立体物なので、例えば正面の色と側面の色を変えてあげるなどの配慮やアドバイスがあっても良いと思いました。

○秋月委員

病院などで、サインデザインを綺麗にした後、結局、後付けされるということになっているので、何を伝えなければいけないのか、何が必要な要素なのか、きちんと検討しなければいけないことだと思います。

○渡辺都市計画参事

先ほどのクリニックの件ですが、こちらオープンに際して設置されたものでして、実際クリニックに、どこかわからないといった苦情が入ってくると聞いております。そうすると、わかりやすいように表示しなければいけない、その他にも入口がわからないなどの不具合がございまして、小さくおしゃれにしたがために不具合を起こし、結局後貼りをしなければいけない、ということが多くございましたので、機能性を確保しつつ、景観に配慮したサインの大きさや基準について、これから検討していかなければいけないと考えております。

○久会長

こういう事例を積み重ねながらより良いものにお互いしていければと思います。

また今後も随時ご報告いただき、意見交換をしていただきたいと思います。

続きましての市内の開発の動向について、移りたいと思いますが、まだ事業計画中のものもございまして、公開できない内容も含まれておりますので、ここから非公開として進めさせていただきます。

申し訳ありませんが、傍聴人の方は、ここで退席をお願いします。

8.市内の開発の動向について (非公開)

9.連絡

○渡辺都市計画室参事

本日はありがとうございました。いただいたご意見を参考に検討を進めていきたいと思っています。

本風景観デザインマニュアルのご報告をさせていただきましたが、公共施設等に対するガイドラインの作成を検討しております。そちらについては今年度中の審議会のどこかで進捗をご報告させていただきたいと考えております。今日いただいた意見も参考にさせていただきます。

また、本日お配りしました「吹田市の景観行政」について、こちらはこれまで本市が実施してきた景観、屋外広告物に関するさまざまな取組についてまとめた冊子でございます。令和3年度分までの景観の取組について更新しておりますので、ご確認ください。

最後に、次回の審議会について開催時期を検討中でございます。候補日を選定し、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○久会長

それでは、これで本日の審議회를終了します。委員のみなさまは議事進行にご協力いただきありがとうございました。

○一同

本日は、ありがとうございました。